

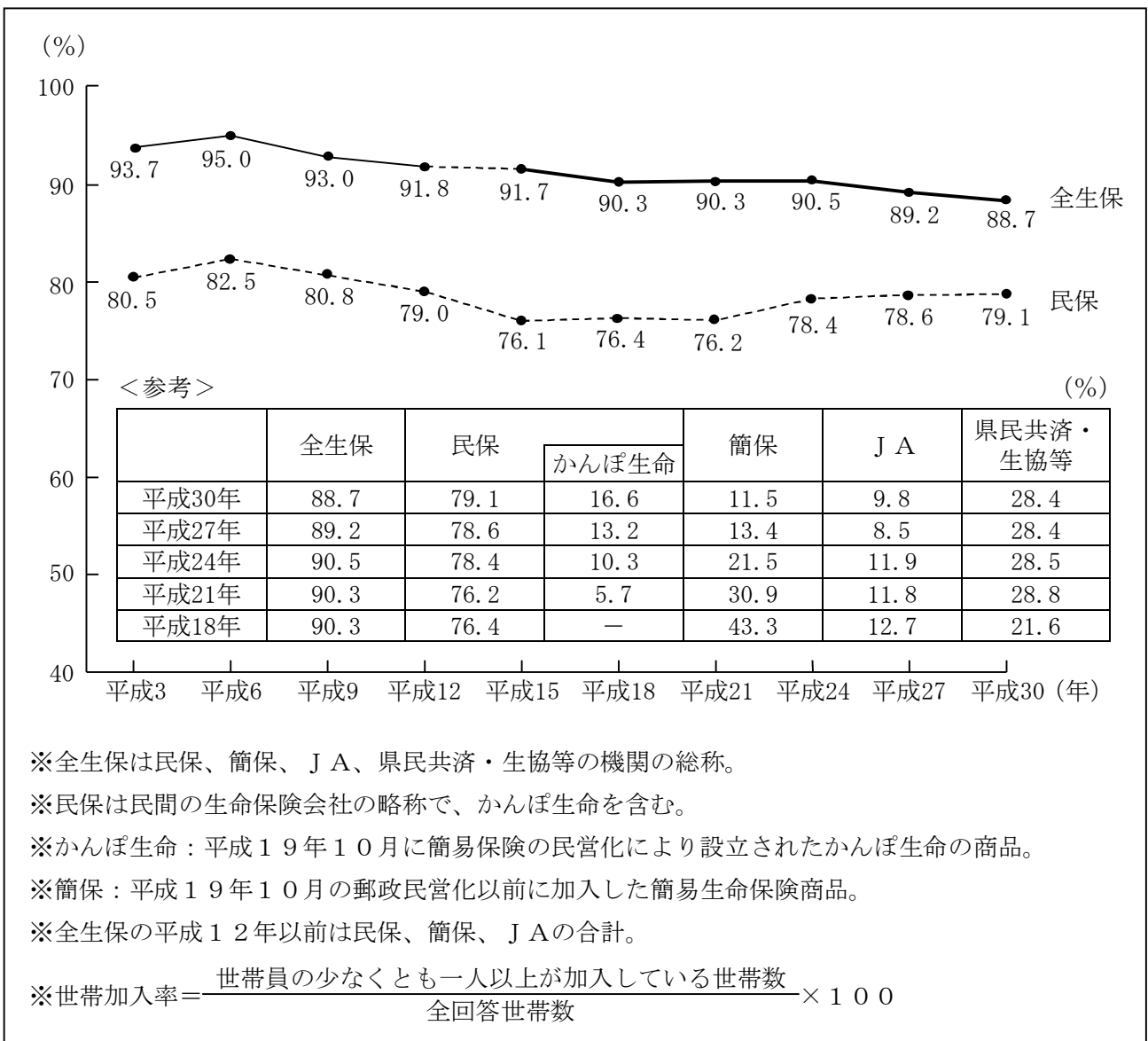
問 1

生命保険に関するコンサルティングや保障ニーズ、法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 下記<資料1><資料2>は、生命保険文化センターが行った「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」における保険の加入状況に関する調査結果の一部である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料1> 世帯加入率の推移 (個人年金保険を含む)



＜資料2＞世帯普通死亡保険金額（全生保）〔世帯主年齢別〕

(単位：万円)

	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
全体	3,344	2,978	2,763	2,423	2,255
29歳以下	3,082	2,583	1,902	2,405	2,475
30～34歳	3,186	3,082	3,126	3,093	2,883
35～39歳	3,848	3,636	3,203	3,050	2,857
40～44歳	4,238	4,130	3,760	3,277	3,032
45～49歳	4,506	3,822	3,918	3,287	3,050
50～54歳	4,405	3,932	3,789	3,388	3,183
55～59歳	4,041	3,543	3,202	3,175	2,618
60～64歳	3,021	2,684	2,545	2,362	2,493
65～69歳	2,153	2,032	1,725	1,799	1,615
70～74歳	2,066	1,881	1,661	1,288	1,367
75～79歳	1,303	1,663	1,586	989	1,210
80～84歳	2,374	1,522	1,214	1,411	1,059
85～89歳	2,635	925	2,074	692	1,019
90歳以上	216	2,316	1,200	1,802	1,336

※全生保は民保、簡保、JA、県民共済・生協等の機関の総称。

※民保は民間の生命保険会社の略称で、かんぽ生命を含む。

※90歳以上はサンプルが30未満。

(出所) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」を基に作成

1. ＜資料1＞からは、平成30年の「全生保」の世帯加入率が平成27年より若干低下した理由の一つは、「簡保」が減少したことであることが分かる。
2. ＜資料1＞からは、「全生保」の世帯加入率は、平成6年以降、おおむね低下傾向にあることが分かる。
3. ＜資料2＞からは、「全体」の世帯普通死亡保険金額は、平成18年以降、一貫して減少傾向にあることが分かる。
4. ＜資料2＞からは、いずれの年においても「40～44歳」の年齢層が他の年齢層に比べて世帯普通死亡保険金額が高いことが分かる。

(問題2)

(設問B) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 骨折の治療のため病院に7日間入院した後退院し、その直後にインフルエンザを発症したため同じ病院に3日間通院しましたが、医療保険から通院給付金が支払われませんでした。なぜ通院給付金が支払われないのでしょうか。

CFP®認定者 : 一般的に医療保険の通院給付金が支払われるのは、入院給付金の支払対象となる入院をして、退院後にその入院の直接の原因となった病気やケガの治療を目的とする通院をした場合です。入院したのはインフルエンザの治療のためではないことから、通院給付金は支払われません。

2. 相談者B : 保険会社の営業担当者から、今加入している定期保険特約付終身保険について、契約転換制度を利用して新しい保険に加入することを勧められました。契約転換制度とはどのようなものなのでしょうか。

CFP®認定者 : 現在の契約を活用して、新しい生命保険に加入する制度のことです。契約転換制度を利用する場合、旧契約の責任準備金は新しい契約に引き継がれますが、新しい契約の保険料は契約転換時の年齢および保険料率により新たに計算されます。

3. 相談者C : 夫が職場でBグループ保険(団体定期保険)の募集パンフレットをもらってきました。Bグループ保険(団体定期保険)とはどんな商品ですか。

CFP®認定者 : 会社が保険契約者となる企業保険で、個人で加入する場合に比べて安い保険料で加入できる掛捨ての定期保険です。保険期間は1年で毎年更新されます。加入は任意で、退職時は通常、脱退となります。

4. 相談者D : 銀行口座への入金を忘れたため、加入している終身保険が失効してしまいました。どうすれば契約が元のおりに戻りますか。

CFP®認定者 : 「復活」という制度を利用できる場合、所定の手続きをすることによって、契約を再び有効にすることができます。復活する場合は、未払いの保険料の払込みをすれば告知や医師の診査は不要です。

(問題3)

(設問C) 少額短期保険業制度に関する下記<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、激変緩和措置については考慮しないものとする。

<資料>

○少額短期保険業に係る保険金額

少額短期保険業では、次のとおり保険の区分に応じて1被保険者についての保険金額の上限が設けられています。

区分	保険金額の上限
①(ア)	300万円以下
② 医療保険(傷害疾病保険)	(イ)以下
③ 疾病等を原因とする重度障害保険	300万円以下
④ 傷害を原因とする特定重度障害保険	(ウ)以下
⑤ 傷害死亡保険	傷害死亡保険は300万円以下 (調整規定付き傷害死亡保険の場合は600万円以下)
⑥ 損害保険	1,000万円以下
⑦ 低発生率保険	1,000万円以下

なお、①～⑥の保険の保険金額の合計額は1被保険者について1,000万円が上限となります。

1. (ア) 死亡保険 (イ) 80万円 (ウ) 600万円
2. (ア) 死亡保険 (イ) 100万円 (ウ) 300万円
3. (ア) 介護保険 (イ) 80万円 (ウ) 300万円
4. (ア) 介護保険 (イ) 100万円 (ウ) 600万円

(問題4)

(設問D) 生命保険契約者保護機構に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険契約者保護機構には、国内で事業を行うすべての生命保険会社が会員として加入しなければならないが、共済・少額短期保険業者は対象外となっている。
2. 銀行で加入した変額個人年金保険は、生命保険契約者保護機構の補償対象外であり、預金と同様に預金保険制度により保護される。
3. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻した時点の補償対象契約の責任準備金等の90%（高予定利率契約を除く）までが補償される。
4. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻し、責任準備金の削減や予定利率の引下げ等が行われた場合、加入時期が同じでも、満期までの期間が長い契約ほど保険金額の減少幅が大きくなる。

問2

生命保険等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 天野さんが①2018年中に支払った医療費等、②2018年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。天野さんの2018年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、天野さんの2018年分の総所得金額は600万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

<資料>

① 2018年中に支払った医療費等

	治療等を受けた者	内容	支払金額
(1)	天野さん本人	入院・手術等の治療費	600,000円
(2)	天野さんの妻	薬局で購入した胃腸薬代	3,000円
(3)	天野さんの妻	健康増進のために購入したビタミン剤代	7,000円
(4)	天野さんの父	公的介護保険の利用に伴う自己負担費用 利用サービス：訪問看護	50,000円

(注) 天野さんの妻、天野さんの父は、天野さんと同居し、生計を一にしている。

② 2018年中に受け取った給付金等

(ア) 高額療養費：30万円（上記①の(1)天野さん本人の治療費に係るもの）

(イ) 生命保険からの入院・手術給付金：10万円（上記①の(1)天野さん本人の治療費に係るもの）

1. 103,000円
2. 150,000円
3. 153,000円
4. 250,000円

(問題6)

(設問B) 浅見さんは2015年8月に夫を亡くし、下記<資料>の収入保障保険の収入保障年金の受取りを開始した。浅見さんが2018年8月に4回目の年金を受け取った場合の、浅見さんの2018年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、ほかに雑所得はないものとする。

<資料>

保険種類：収入保障保険（10年確定年金）
 契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝浅見さんの夫
 収入保障年金受取人＝浅見さん
 年金支払回数：10回
 年金年額：270万円（内訳：年金270万円、配当金0円）
 既払込正味保険料総額：108万円
 年金受給権の相続税評価額：2,511万円

<参考式>

- ① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額
 ② 相続税評価割合が50%超の場合の
 総収入金額算入額（課税部分）＝一課税単位当たりの金額（※a）×経過年数（※b）
 ※a 一課税単位当たりの金額＝年金の支払総額×課税割合（※c）÷課税単位数（※d）
 ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数（1年未満の端数切捨て）をいう。
 ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。
 ※d 課税単位数＝残存期間年数（※e）×（残存期間年数－1年）÷2
 ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数（1年未満の端数切上げ）をいう。
 ③ 必要経費の金額＝②×（既払込正味保険料総額÷年金の支払総額）
 ④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 86,400円
2. 90,000円
3. 116,400円
4. 189,000円

(問題7)

(設問C) 細川慎一さん(以下「慎一さん」という)は、現在加入中の下記<資料>の保険につき名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱い等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
細川 慎一	本人	37歳	会社員
細川 詩織	妻	36歳	会社員
細川 真理恵	長女	4歳	保育園児

[現在加入中の保険]

保険種類：個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者(保険料負担者)	慎一さん	詩織さん
被保険者	詩織さん	詩織さん
死亡給付金受取人	慎一さん	真理恵さん
年金受取人	慎一さん	詩織さん

年金受取開始年齢：60歳

保険料払込期間：60歳払込満了

年金年額・受取期間：60万円・10年間

年金受取開始までの総払込保険料：480万円

名義変更までに慎一さんが支払った正味払込保険料合計額：160万円

名義変更時点での解約返戻金額：140万円(配当金を含まない)

名義変更時点で解約するとした場合に支払われることとなる配当金：2万円

1. 慎一さんの生存中に名義変更した場合、名義変更までに慎一さんが支払った正味払込保険料合計額に対応する年金の受給権は、名義変更時点で贈与税の課税対象となる。
2. 慎一さんの生存中に名義変更し詩織さんが55歳で死亡した場合、真理恵さんが受け取る死亡給付金のうち、名義変更までに慎一さんが支払った正味払込保険料合計額に対応する死亡給付金は、贈与税の課税対象となる。
3. 名義変更前は慎一さんが支払った保険料については個人年金保険料控除を受けることができなかったが、名義変更後は、詩織さんが支払う保険料について個人年金保険料税制適格特約を付加すれば個人年金保険料控除を受けることができる。
4. 慎一さんが死亡し名義変更をする場合、詩織さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利は142万円である。

(問題8)

(設問D) 別所さんは、長年営んできた個人事業を法人組織(法人名は株式会社T A社、以下「T A社」という)とし、併せて現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりT A社名義に変更する予定である。名義変更には、個人から法人が契約の権利を買い取る方法と、個人から法人が契約の権利を無償で譲り受ける方法がある。名義変更時のT A社の経理処理として、最も適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：終身保険(特約なし)

契約形態：保険契約者・死亡保険金受取人=T A社、被保険者=役員(別所さん)

[名義変更時]

- ① 既払込保険料：300万円
- ② 解約返戻金：220万円(次の③および④の金額を含まない)
- ③ 契約者貸付金元利合計額：102万円
- ④ 配当金・積立配当金等精算額：1万円

1. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	220万円	現金・預金	119万円
配当金積立金	1万円	借入金	102万円

2. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	220万円	現金・預金	221万円
配当金積立金	1万円		

3. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	300万円	雑収入	199万円
配当金積立金	1万円	借入金	102万円

4. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	220万円	雑収入	199万円
寄付金	80万円	借入金	102万円
配当金積立金	1万円		

(問題9)

(設問E) 井川さんが2018年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。井川さんの2018年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、ほかに一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	ガン保険	井川さん	井川さん	ガン診断 給付金	100万円	3万円	(注1)
②	医療保険	井川さん	井川さん の妻	健康祝金	5万円	10万円	(注2)
③	終身保険	井川さんの父	井川さん	解約 返戻金	120万円	100万円 (一時払い)	(注3)
④	養老保険 (保険期間20年)	井川さん	井川さん	満期 保険金	600万円	500万円 (一時払い)	—

(注1) 井川さんは2018年7月にガンと診断された。

(注2) 契約後、初めて健康祝金を受け取った。

(注3) 2005年に契約した。井川さんの父は2018年10月に死亡し、井川さんを含めた相続人からの請求で解約し、解約返戻金を井川さんが受け取った。

1. 225,000円
2. 250,000円
3. 350,000円
4. 735,000円

(問題10)

(設問F) 飯田さんが2018年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。飯田さんの2018年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	加入時期	保険料 払込方法	年間払込保険料	備考
①	終身保険	2002年	月払い	72,000円	(注1)
②	個人年金保険	2000年	月払い	120,000円	(注2) (注3)
③	ガン保険	2016年	月払い	36,000円	—
④	定期保険	2016年	月払い	72,000円	—

(注1) 終身保険部分の保険料は48,000円、医療関係特約部分の保険料は24,000円である。

(注2) 税制適格特約付個人年金保険である。

(注3) 2016年に指定代理請求特約を中途付加した。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 111,000円
2. 118,000円
3. 120,000円
4. 121,000円

問3

北村和雄さん（以下「和雄さん」という）は、老後の生活設計についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]				
氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
北村 和雄	本人	58歳	1960年10月25日	自営業
北村 佳美	妻	56歳	1963年 4月15日	専従者
北村 健司	長男	23歳	1996年 5月 8日	会社員
北村 光雄	二男	19歳	1999年 6月18日	大学生

[状況等]

- 和雄さんは、大学卒業後就職したが、その後5年間の勤務を経て独立し、自営業者として働いている。
- 佳美さんは、20歳で就職し、厚生年金保険に加入していたが、30歳で結婚を機に勤めていた会社を退職した。その後は専従者として、和雄さんの事業を手伝っている。
- 健司さんは、大学卒業後に就職しており、和雄さんの仕事を継ぐ意思はない。

(問題11)

(設問A) 和雄さんは、健司さんおよび光雄さんに年間保険料に相当する金額を毎年贈与し、以下の<契約形態>で払込期間10年の終身保険を契約することをCFP[®]認定者に相談した。生前贈与に当たっての税務上の留意点等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<契約形態>

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
①	健司さん	和雄さん	健司さん
②	光雄さん	和雄さん	光雄さん

1. 贈与の都度、贈与契約書を作成し、贈与者の和雄さん、受贈者の健司さん・光雄さんそれぞれが保管しておく。
2. 贈与者の和雄さんが、毎年の生命保険料控除の適用を受けることができる。
3. 和雄さん名義の預金口座から、健司さん・光雄さんそれぞれの名義の預金口座に保険料相当額を振り込んだうえで、健司さん・光雄さんの預金通帳と届出印鑑を和雄さんが保管しておく。
4. 毎年保険料相当額を適切に贈与したうえで現在検討している契約形態で終身保険を契約し、和雄さんの相続が発生した場合、相続開始前5年以内に贈与した金額は、相続税の課税対象となる。

(問題 1 2)

(設問B) CFP®認定者は、佳美さんの老後の生活資金準備のために、個人年金保険について説明した。個人年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. トンチン性のある年金保険は、解約返戻金や死亡給付金を低く設定することで、年金額を増やす仕組みである。
2. 変額個人年金保険は、運用実績により年金原資が大きく増加することが期待できる。
3. 市場価格調整がある個人年金保険は、中途解約時の市場金利が契約時と比較して下落した場合に解約返戻金が減少し、上昇した場合に解約返戻金が増加することがある。
4. 保証期間付終身年金の保険契約者、被保険者および年金受取人を佳美さん、死亡給付金受取人を和雄さんにした場合、年金の受取りを開始して保証期間経過後に佳美さんが死亡した時には、年金の支払いが終了する。

問4

鶴見雄一郎さん（以下「雄一郎さん」という）は、個人事業主として建築事務所を経営しています。自営業者の保障等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]					
氏名	続柄	年齢	生年月日		備考
鶴見 雄一郎	本人	38歳	1981年 5月10日		自営業
鶴見 和美	妻	36歳	1983年 4月 3日		パートタイマー
鶴見 満	長男	10歳	2008年12月20日		小学生
鶴見 京子	長女	8歳	2010年10月22日		小学生

[状況等]

- ・ 雄一郎さんは、大学卒業後から個人事業主として建築事務所を経営しており、国民年金の第1号被保険者である。
- ・ 和美さんは、1年前からパートタイマー（国民年金第1号被保険者）として働いている。

(問題13)

(設問A) CFP®認定者は、雄一郎さんに万一のことがあったときに、残される和美さん、満さん、京子さんのために必要となる死亡保障の一般的な考え方について説明した。次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

世帯主が死亡した場合、遺族保障のために必要な金額は、家族構成・現在の収入・資産状況・子供の年齢などによって異なります。一般的に参考にされるのは、いざという時に必要な遺族の生活費や別途必要資金の総額から、遺族年金・死亡退職金・預貯金などのあてにできる収入を差し引き、その不足分を必要保障額とする考え方です。これは「必要保障額積み上げ方式」と呼ばれ、不足分については生命保険などで準備することになります。

必要保障額積み上げ方式

支出見込額（残される家族に必要な支出）[ステップ1～3]

末子独立までの遺族の生活費	末子独立後の配偶者の生活費	別途必要資金
---------------	---------------	--------

収入見込額（あてにできる収入）と不足額 [ステップ4～5]

社会保障	企業保障	自己資産	その他収入見込	死亡保障の不足額（目安） （生命保険などで補う必要のある部分）
				既加入の生命保険

「必要保障額積み上げ方式」の算定は、次の5つのステップに従って行います。

ステップ1：末子独立までの遺族の生活費の計算

現在の生活水準をもとに、遺族が年間どのくらいの生活費を必要とするかを見積もります。末子が独立するまでの期間は、現在の生活費（消費支出）の約70%を目安とします。

現在の年間生活費×70%×（末子の独立時年齢－末子の現在年齢）

ステップ2：末子独立後の配偶者の生活費の計算

末子の独立後、配偶者が一人で（ア）まで生活する期間は、現在の生活費（消費支出）の約50%を目安とします。

現在の年間生活費×50%×末子独立時の配偶者の（ア）

ステップ3：別途必要資金の計算

子供の教育資金や結婚資金（親の援助額）、住居費用、葬儀費用、相続費用、予備費など生活費以外で別途まとまって必要になる資金を見積もります。

ステップ4：収入見込額の計算

遺族年金、死亡退職金や預貯金などの収入を見積もります。

社会保障（遺族年金など）

企業保障（サラリーマンの場合、死亡退職金・弔慰金など）

自己資産（預貯金、有価証券、売却可能資産など）

その他収入見込（妻の勤労収入など）

生命保険（（イ）の既加入分）

ステップ5：必要保障額の算定

ステップ1からステップ4までの各数値から必要保障額を算定します。

$$\begin{array}{l} \text{必要保障額} \\ \text{（死亡保障の不足額<目安>）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{末子独立までの} \\ \text{遺族の生活費} \end{array} + \begin{array}{l} \text{末子独立後の} \\ \text{配偶者の生活費} \end{array} + \text{別途必要資金} - \text{収入見込額}$$

（出所）生命保険文化センターホームページを基に作成

1. (ア) 平均余命 (イ) 世帯主
2. (ア) 平均寿命 (イ) 家族全員
3. (ア) 平均寿命 (イ) 世帯主
4. (ア) 平均余命 (イ) 家族全員

(問題 1 4)

(設問B) 雄一郎さんが、老後の生活資金を準備する手段として関心をもっている小規模企業共済、個人型確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 小規模企業共済の分割共済金の支給月は、奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）である。
2. 小規模企業共済の掛金と個人型確定拠出年金の掛金は、合計で年間816,000円が限度である。
3. 個人型確定拠出年金の利息や運用益は、運用期間中は所得税の課税対象とならない。
4. 個人型確定拠出年金は、原則60歳までは、任意脱退しても払戻しを受けることはできない。

(問題 1 5)

(設問C) 雄一郎さんは、医療費用等に備える保険についてCFP[®]認定者に相談をした。民間の保険会社を取り扱う一般的な医療保険等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. BMI・血圧・血液検査等について、保険会社の定める一定の基準を満たしている場合、優良体（健康体）料率が適用される。
2. 非喫煙者保険料率の適用においては、保険会社の定める一定期間に喫煙していないことの告知に加え、喫煙に関する所定の検査を受けることが条件となる。
3. ガン保険では、責任開始日から保険会社の定める待ち期間中にガンと診断された場合には給付の対象とならず、契約は無効となる。
4. 美容整形など、治療を直接の目的としていない手術も、手術給付金の給付対象となる。

問5

米田香織さん（以下「香織さん」という）は、2019年4月に夫の俊之さん（39歳・会社員）がガンで死亡したため、加入している生命保険の見直しについてCFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金などの支払いは一切なく、免責事項に該当する事由もないものとします。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
米田 香織	本人	37歳	会社員
米田 裕太	長男	9歳	小学生
米田 陽菜	長女	6歳	小学生


[現在加入しているPX社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照

[提案を受けているPY社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>参照

<資料1> P X社

保険証券番号 ××-××××××		保険種類 定期保険特約付終身保険	
保険契約者	米田 香織 様	ご印鑑 	契約日：2010年4月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：65歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	米田 香織 様 契約年齢：28歳 女性 1982年3月2日生		
死亡保険金受取人	米田 俊之 様 (夫) 受取割合10割		

■ ご契約内容

主契約・特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
終身保険	終身	保険金額 100万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。
定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額 1,400万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。
三大疾病保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額 200万円 ◇悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、三大疾病保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。
疾病障害保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額 200万円 ◇病気により所定の身体障害状態になったとき、疾病障害保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。
介護保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額 100万円 ◇公的介護保険制度における要介護3以上と認定されたとき、または所定の要介護状態に該当したとき、介護保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。
傷害特約	10年 (更新型)	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。
災害入院特約	10年 (更新型)	日額 5,000円 ◇不慮の事故で1日以上入院のとき、災害入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
疾病入院特約	10年 (更新型)	日額 5,000円 ◇病気で1日以上入院のとき、疾病入院給付金を支払います。 ◇病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
女性疾病入院特約	10年 (更新型)	日額 5,000円 ◇ガンや女性特有の病気で1日以上入院のとき、女性入院給付金を支払います。 ◇ガンや女性特有の病気で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて女性手術給付金(女性入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の女性入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
特定損傷特約	10年 (更新型)	1回 5万円 ◇不慮の事故で180日以内に骨折、腱の断裂、関節脱臼の治療をしたとき、特定損傷給付金を支払います。

<資料2> P Y社

ご提案書

保険種類：5年ごと配当付組立総合保障保険

(ご契約者) 米田 香織 様
 (被保険者) 米田 香織 様
 (年齢・性別) 37歳・女性

定期保険特約 生活サポート定期保険特約
生活サポート終身年金特約

ガン保障特約 ガン・上皮内新生物保障特約
重度疾病継続保障特約

入院治療保障特約 先進医療保障特約 新・入院特約
退院後通院治療保障特約 外来時手術保障特約
特定損傷給付特約

▲ 37歳契約

▲ 47歳更新

家計保障年金特約

▲ 37歳契約

▲ 53歳

◇ご提案内容

ご契約内容	保険期間	保険金・給付金名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額
定期保険特約	10年 (更新型)	死亡保険金 高度障害保険金	死亡したとき 所定の高度障害状態に該当したとき	500万円
家計保障年金特約	53歳まで	家計保障年金 高度障害年金	死亡したとき 所定の高度障害状態に該当したとき ※第1回の家計保障年金が支払われた場合で、年金支払対象期間中に年金支払日が到来したとき、2回目以降の年金を支払う	毎年120万円×53歳まで(最低5回保証)
生活サポート定期保険特約	10年 (更新型)	死亡保険金 生活サポート保険金	死亡したとき 所定の日常生活制限状態に該当したとき(別表1)	1,000万円
生活サポート終身年金特約	10年 (更新型)	生活サポート終身年金 死亡給付金	所定の日常生活制限状態に該当したとき(別表1) 死亡したとき	毎年240万円×一生涯 生活サポート終身年金年額と同額
ガン保障特約	10年 (更新型)	ガン保険金	生まれてはじめてガンと診断されたとき 直前に支払われたガン保険金の支払事由に該当した日から2年を経過した後に新たにガンと診断されたとき	300万円
ガン・上皮内新生物保障特約	10年 (更新型)	ガン・上皮内新生物保険金	生まれてはじめてガン・上皮内新生物と診断されたとき	50万円
重度疾病継続保障特約	10年 (更新型)	重度疾病保険金	重度疾病で所定の状態に該当したとき(別表2)	300万円
入院治療保障特約(Ⅲ型)	10年 (更新型)	入院治療給付金	病気またはケガで公的医療保険制度の保険給付の対象となる入院をしたとき	入院中の療養に係る診療報酬点数×3円
先進医療保障特約	10年 (更新型)	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術料に係る費用と同額
新・入院特約	10年 (更新型)	入院給付金	病気またはケガで入院をしたとき	日額5,000円

退院後通院治療保障特約(Ⅲ型)	10年(更新型)	通院治療給付金 通院治療一時金	退院後、入院と同一の原因の治療を目的とした公的医療保険制度における保険給付の対象となる通院をしたとき 通院治療給付金の支払事由に該当した初回の通院をしたとき	通院時の療養に係る診療報酬点数×3円 1万円
外来時手術保障特約	10年(更新型)	外来時手術給付金 外来時放射線治療給付金	以下のすべてを満たす手術を受けたとき ・入院を伴わない手術 ・公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術 ・手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上となる手術 以下のすべてを満たす放射線治療を受けたとき ・入院を伴わない放射線治療 ・公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療	5万円 10万円
特定損傷給付特約	10年(更新型)	特定損傷給付金	不慮の事故で180日以内に骨折・関節脱臼・腱の断裂・熱傷・永久歯の喪失の治療を受けたとき	5万円

(別表1) 所定の日常生活制限状態とは以下の状態のことです

身体障害者障害程度等級表の級別1級・2級	肢体不自由もしくは胸腹部臓器の機能障害のいずれかまたは障害の種類を問わず複数の障害により身体障害者福祉法に基づき、身体障害者障害程度等級の1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けたもの
公的介護保険制度の要介護3・4・5	公的介護保険制度に基づき、要介護3、4または5の状態に該当すると認定されその認定が効力を生じたもの
寝たきり	寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あると医師によって診断確定されたもの
認知症	認知症による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あると医師によって診断確定されたもの
高度障害	所定の身体障害表の第1級の障害状態に該当したもの
片側半身の障害	片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの

(別表2) 重度疾病による所定の状態とは以下の状態のことです

急性心筋梗塞	初診日から60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき、または所定の手術を受けたとき
脳卒中 (くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)	初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、または所定の手術を受けたとき
重度の糖尿病	日常的かつ継続的なインスリン療法を180日間継続して受けたとき
重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	高血圧性網膜症であると医師によって診断されたとき
慢性腎不全	永続的な人工透析療法を開始したとき
肝硬変	肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき
重度の慢性膵炎	慢性膵炎であると医師によって診断されたとき。ただし、特徴的な画像所見または組織所見が認められる状態に限る

(問題 16)

(設問A) CFP®認定者は、香織さんが入院したときの保障内容について説明した。2019年12月に香織さんが狭心症で3日間入院して以下の〈治療①〉を受けた後、6ヵ月間通院して〈治療②〉を受けた場合に、受け取ることができる給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、狭心症は急性心筋梗塞とは別の疾病であるものとする。

〈治療①〉冠動脈ステント留置術（入院3日間）

PX社の約款に定められた手術の倍率：10倍

入院中の療養に係る診療報酬点数の合計：139,301点

〈治療②〉画像診断等の検査（月1回×6ヵ月）

通院時の療養に係る診療報酬点数の合計（6回分）：21,954点

1. PX社よりPY社の方が、428,765円多い。
2. PX社よりPY社の方が、433,765円多い。
3. PX社よりPY社の方が、443,765円多い。
4. PX社よりPY社の方が、1,443,765円多い。

(問題 17)

(設問B) CFP®認定者は、香織さんが死亡したときの保障内容について説明した。2019年9月に香織さんが交通事故により即死した場合に受け取ることができる保険金・給付金・年金の総受取額の比較として、正しいものはどれか。なお、家計保障年金の支払回数は16回であるものとする。

1. PY社よりPX社の方が、800,000円多い。
2. PX社よりPY社の方が、9,200,000円多い。
3. PX社よりPY社の方が、11,600,000円多い。
4. PX社よりPY社の方が、16,600,000円多い。

(問題 18)

(設問C) CFP®認定者は、香織さんがガンの治療をしたときの保障内容について説明した。2020年1月に香織さんが胃ガンで21日間入院して以下の<治療①>を受けた後、24ヵ月間通院して<治療②>を受けた場合に、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、ガンで所定の状態になったとき、および生まれて初めてガンと診断されたときに該当するものとする。

<治療①>胃全摘術 (入院21日間)

PX社の約款に定められた手術の倍率：40倍

入院中の療養に係る診療報酬点数の合計：204,078点

<治療②>抗ガン剤治療 (1年目は月1回、2年目は3ヵ月に1回)

通院時の療養に係る診療報酬点数の合計 (16回分)：185,808点

1. PX社よりPY社の方が、1,674,658円多い。
2. PX社よりPY社の方が、2,174,658円多い。
3. PX社よりPY社の方が、2,469,658円多い。
4. PX社よりPY社の方が、2,479,658円多い。

問6

近藤さんは、下記<資料>の生命保険に加入することを検討しています。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款(抜粋)]

第1条～第2条—省略—

第3条 死亡保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき(*1)	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時(*2)の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱(*3)

② 死亡保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

- 被保険者が死亡保険金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
 - その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
 - 死亡保険金額の全額からアの支払われない死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 - アの支払われない死亡保険金の部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金(*4)を保険契約者に支払います。
- 当社は、高度障害保険金(第4条)が支払われた場合には、その後に死亡保険金の請求を受けても、これを支払いません。

(第3条 備考)

- (*1) 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- (*2) 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第13条(保険契約の復活)の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、保険金の増額分については第29条(延長定期保険または払済保険からの復旧)の規定により保障が開始する時をいいます。
- (*3) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払またはその金額を削減して支払います。
- (*4) 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第4条 高度障害保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって高度障害保険金を支払います。

種類	支払事由 (高度障害保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても高度障害保険金を支払わない場合)
高度障害保険金	被保険者が、責任開始時(*1)以後に発病した疾病(*2)または発生した傷害によって身体障害表(別表1)の第1級の障害状態に該当したとき(*3)	死亡保険金額と同額	被保険者(*4)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 戦争その他の変乱(*5)

- ② 高度障害保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約は、被保険者が身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
 2. 当社は、高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、高度障害保険金を支払いません。
 3. 被保険者が、責任開始時（*1）前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結、復活（第13条）または復旧（第29条）の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。

（第4条 備考）

- （*1）第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第13条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、保険金の増額分については第29条（延長定期保険または払済保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。
- （*2）「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
- （1）被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 - （2）被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 - （3）被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時
- （*3）責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。
- （*4）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- （*5）被保険者が戦争その他の変乱によって身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときには、当社は、その影響の程度に応じ、高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条～第12条—省略—

第13条 保険契約の復活

- ① 保険契約者は、第12条（猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い）第③項の規定によって保険契約が効力を失った日から3年以内であれば、被保険者の同意を得て、保険契約の復活を請求することができます。—中略—
- ② 保険契約者は、保険契約の復活を請求する場合には、当社の定める書類を提出してください。
- ③ 当社が保険契約の復活を承諾したときには、保険契約者は、延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額を当社の指定した期日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 復活した保険契約の保障が開始する時は、当社が第③項に定める金額を受け取った時とします。この場合、保障が開始する日を復活日とします。

第14条～第35条—省略—

第36条 当社への通知による死亡保険金受取人の変更

- ① 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第37条 遺言による死亡保険金受取人の変更

- ① 第36条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。

- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

第38条 死亡保険金受取人の死亡

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第39条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。

以下－省略－

(別表1) 身体障害表

等級	障害状態
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 ・ 第3級	1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 2. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 5. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 6. 10手指の用を全く永久に失ったもの 7. 10足指を失ったもの 8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(問題 19)

(設問A) 近藤さんが加入を検討している生命保険の死亡保険金の支払いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、<資料>を参照すること。

1. 被保険者が保険契約の復活が行われた翌年に自殺をした場合、保険契約の契約日から3年経過していても、死亡保険金は支払われない。
2. 被保険者が戦争で死亡した場合、その戦争で死亡した被保険者の数によっては、死亡保険金が全額または減額して支払われる。
3. 死亡保険金受取人が2人おり、1人の死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、もう1人の死亡保険金受取人にはその受取割合に応じた死亡保険金が支払われる。
4. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、死亡保険金受取人が保険契約者と同一人でないときは、保険契約者に積立金が支払われる。

(問題 20)

(設問B) 近藤さんが加入を検討している生命保険の高度障害保険金の支払いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、<資料>を参照すること。

1. 被保険者が責任開始時以後に発病した疾病によって、10手指の用を全く永久に失った場合、高度障害保険金が支払われる。
2. 被保険者の犯罪行為が原因で、そしゃくの機能を全く永久に失った場合、高度障害保険金が支払われる。
3. 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受けて、死亡保険金が支払われる場合、高度障害保険金は支払われない。
4. 被保険者が責任開始時前にすでに生じていた障害状態に、その原因となった障害と因果関係のない責任開始時以後に発病した疾病を原因とする障害状態が新たに加わって、両眼の視力を全く永久に失った場合、高度障害保険金は支払われない。

(問題 2 1)

(設問C) 近藤さんが加入を検討している生命保険の保険契約者・死亡保険金受取人の変更に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、<資料>を参照すること。

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意があれば保険会社の承諾を得なくても、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができる。
2. 死亡保険金受取人を変更するための通知が保険会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、保険金は支払われない。
3. 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法令上有効な遺言を残すことで、被保険者の同意を得なくても死亡保険金受取人を変更することができる。
4. 被保険者が死亡する前に死亡保険金受取人が死亡していた場合は、死亡保険金受取人の法定相続人が死亡保険金受取人となり、死亡保険金受取人の法定相続人が複数いるときの受取割合は、法定相続割合である。

問7

布施誠一さん（以下「誠一さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]

[状況等]

- 孫の歩美さんと明充さんは、布施さん夫妻の普通養子であり、相続税の負担を不当に減少させる目的の養子とは認められないものとする。

[誠一さんを被保険者とする生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	誠一さん	誠一さん	貞子さん	3,000万円
②			啓介さん	2,000万円
③			歩美さん	1,000万円
④			明充さん	1,000万円

(問題22)

(設問A) 現時点で誠一さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金のうち、貞子さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、非課税金額の計算過程で生じた万円未満の端数は切り捨てること。

1. 1,800万円
2. 1,875万円
3. 2,100万円
4. 2,358万円

(問題 2 3)

(設問B) 誠一さんは財産の大部分が賃貸用不動産であり、自身の相続発生時には賃貸経営に長けている長女の真弓さんにすべての不動産を相続させたいと考えているが、その場合、他の推定相続人が財産分割への不公平を感じないか心配している。CFP[®]認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割を提案した。CFP[®]認定者が行った代償分割に関する次の説明のうち、最も適切なものはどれか。

1. 代償金の分割支払いは支払いが滞るリスクがあるため、代償金を交付する相手の了解のほかに家庭裁判所の許可が必要である。
2. 代償財産の交付により譲渡所得が生じる場合、譲渡に係る所得税相当額を相続税から控除することができる。
3. 遺産分割における代償財産の交付において、代償財産を受け取った相続人には贈与税が課される。
4. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を誠一さん、死亡保険金受取人を真弓さんとする必要があるが、保険契約者（保険料負担者）については誠一さんまたは真弓さんとするすることができる。

(問題 2 4)

(設問C) CFP[®]認定者は、誠一さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、貞子さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）についても説明した。終身保険を活用した2次相続の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者および保険料負担者は誠一さん、被保険者は貞子さんとする。

1. 死亡保険金受取人を誠一さんとする終身保険に加入し、1次相続発生時に保険契約者と死亡保険金受取人をいずれも真弓さんに変更した場合、2次相続発生時、死亡保険金のうち、誠一さんが支払った正味払込保険料に対応する部分については、贈与税の課税対象となる。
2. 死亡保険金受取人を誠一さんとする終身保険に加入し、1次相続発生時に保険契約者を貞子さん、死亡保険金受取人を真弓さんに変更した場合、2次相続発生時、死亡保険金は相続税の課税対象となる。
3. 死亡保険金受取人を真弓さんとする終身保険に加入し、貞子さんが誠一さんよりも先に死亡した場合、死亡保険金は贈与税の課税対象となる。
4. 死亡保険金受取人を真弓さんとする終身保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者を真弓さんに変更した場合、2次相続発生時、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となる。

(問題 25)

(設問D) 啓介さんには障害があり、母の真弓さんは自身が死亡した後の啓介さんの財産管理に不安を感じている。CFP[®]認定者は、AA生命保険会社とAB信託銀行が業務提携して取り扱っている生命保険信託について説明した。CFP[®]認定者が行ったこの生命保険信託に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、生命保険信託の委託者は真弓さん、受益者は啓介さんであり、保険契約の保険契約者、保険料負担者および被保険者は真弓さん、死亡保険金受取人は啓介さんであるものとする。

1. 生命保険信託は、死亡保険金請求権を信託財産とするものであり、受託者であるAB信託銀行が死亡保険金受取人となり、死亡保険金を受け取る。
2. 財産の管理・処分については、真弓さんとAB信託銀行との信託契約に基づいて決定する。
3. 生命保険信託において、死亡保険金は受益権に置き換えられて受益者に交付されるものであるが、この受益権には死亡保険金の非課税金額の適用がない。
4. 生命保険信託の受益権は、原則として受益者の財産となるため、その場合は遺産分割協議の対象財産とならない。

問 8

株式会社QW社（以下「QW社」という）は、ここ数年受注が拡大し、業績を順調に伸ばしています。小原社長は、業績が好調なこのタイミングで、役員および従業員の保障の見直しを検討しており、福利厚生制度等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：機械器具設置工事業

設立：1987年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：43名

定年：60歳（65歳まで定年後再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度あり。

中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

規程：従業員退職金規程および役員退職慰労金規程は整備されている。

[小原家の家族構成]

氏名	年齢	続柄	役職
小原 創一	57歳	本人	代表取締役社長
小原 真由美	56歳	配偶者	—
小原 亮太	31歳	長男	取締役
小原 優里	28歳	長女	他企業にて勤務

<資料1>

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2019年3月31日 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	76,000	<流動負債>	62,000
現金・預金	21,000	短期借入金	30,000
売掛金	28,000	買掛金	25,000
受取手形	12,000	支払手形	7,000
棚卸資産	15,000	<固定負債>	50,000
<固定資産>	73,000	長期借入金	50,000
有形固定資産	25,000	純資産の部	
設備・備品	18,000	<株主資本>	37,000
車両運搬具	7,000	資本金	10,000
投資その他の資産	48,000	資本剰余金	2,000
保証金	15,000	利益剰余金	25,000
保険料積立金	32,000		
その他	1,000		
合計	149,000	合計	149,000

・ 損益計算書

自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日 (単位：千円)

科目	
売上高	610,000
売上原価	346,000
売上総利益	264,000
販売費・一般管理費	244,000
営業利益	20,000
営業外収益	1,100
営業外費用	2,600
経常利益	18,500
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	18,500
法人税等	6,500
当期純利益	12,000

<資料2>

[従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

第2条（退職金の算定方法）

1. 退職金は別表で定めるところにより、退職時における基本給の月額に社員各人の勤続年数に応じた退職金支給率を乗じて得た額とする。
2. 前項の算定をするに当たって、その者の退職事由が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表1）を、第5号および第6号のいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表2）をそれぞれ適用する。

- ① 定年
- ② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
- ③ 業務上の事由による傷病
- ④ 死亡
- ⑤ 自己都合
- ⑥ 業務外の事由による傷病

3. 毎年3月末時点の年次評価においてS評価を得た場合は、その数に応じて、下記算式の退職慰労金を別途支払うものとする。

退職金に加えて支給する退職慰労金額＝S評価を得た年数×5万円

第3条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。これには試用期間を通算するが、就業規則に定める休職期間についてはこれを通算しない。
2. 計算上1ヵ月未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヵ月とし、月割計算を行う。

第4条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる社員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して定める。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数を生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第7条（支払いの時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

第8条（遺族の範囲および順位）

1. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、社員が本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち特定の者を指定したときには、会社は死亡退職金をその指定した者に対して支給する。このとき、社員はあらかじめ会社に届出を行い、事前に承認されることを要するものとする。

第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
 - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第10条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

第11条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第2条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

付則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

（別表1）会社都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65

（別表2）自己都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

(問題 26)

(設問A) 小原社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP®認定者に相談をした。下記<前提条件>の下、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる額として、正しいものはどれか。

<前提条件>

(1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。

- ① 流動負債は売掛金と受取手形の合計額で相殺するものとし、この差額
- ② 小原社長は長男の亮太さんを後継者にしたいと思っており、長男の亮太さんのために連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については小原社長が連帯保証人になっているため、この額
- ③ 小原社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額

(2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人所得の実効税率を35%とする。

(3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

- 1. 1億3,300万円
- 2. 1億8,000万円
- 3. 2億 500万円
- 4. 3億8,000万円

(問題 27)

(設問B) QW社の従業員である横川さんが、休日に交通事故で亡くなった場合、<資料2>および下記<条件>に基づき計算した横川さんの遺族に支給される死亡退職金(退職慰労金を含む)の額として、正しいものはどれか。

<条件>

勤続年数等：正社員として13年間継続して勤務

退職時における基本給の月額：365,000円

その他：S評価を得た年数は3年であり、第4条に定める特別功労加算はない。

退職金規程第3条に定める「休職期間」はなく、第9条に定める「不支給」、第10条に定める「社外業務に従事した場合の併給の調整」に該当する事由はないものとする。

- 1. 339万円
- 2. 354万円
- 3. 438万円
- 4. 453万円

(問題 28)

(設問C) QW社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)に加入している。加入から10年後に従業員の山岸さんが死亡により退職する場合、山岸さんの死亡退職金支給に係るQW社の一連の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は10年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)
保険契約者・満期保険金受取人：QW社
被保険者：従業員全員
死亡保険金受取人：被保険者の遺族
保険期間：各被保険者の60歳満期
保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了
山岸さんに係る死亡保険金額：500万円
山岸さんに係る年払い保険料：32万円
※山岸さんは45歳で加入したものとする。
※山岸さんの死亡退職金予定額は700万円とし、そのうち120万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方	貸方
	雑損失 400,000円	保険料積立金 1,600,000円
	退職金 2,000,000円	現金・預金 800,000円
2.	借方	貸方
	雑損失 1,600,000円	保険料積立金 1,600,000円
	退職金 800,000円	現金・預金 800,000円
3.	借方	貸方
	退職金 7,000,000円	保険料積立金 1,600,000円
		雑収入 4,600,000円
		現金・預金 800,000円
4.	借方	貸方
	退職金 7,000,000円	保険料積立金 1,600,000円
		雑収入 5,400,000円

(問題 29)

(設問D) QW社は退職金の支給原資として中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という)へ加入している。従業員の柴田さんの中退共の加入内容等が下記のとおりである場合、中退共から支給される退職金の額として、正しいものはどれか。なお、今回の支給には付加退職金が加算されないものとする。

＜柴田さんの加入内容＞

加入：2010年4月1日

掛金：加入時 月額5,000円

2015年4月1日から 月額8,000円に増額

※2019年3月まで掛金納付済み

[掛金月額1,000円当たりの退職金支給額]

掛金納付月数	金額
48	48,170円
60	60,820円
72	73,710円
84	86,760円
96	99,950円
108	113,230円
120	126,560円

1. 566,150円
2. 689,460円
3. 710,660円
4. 905,840円

(問題 30)

(設問E) 小原社長は、役員退職慰労金の準備に当たり、会社から支払われる役員退職慰労金の税務上の取扱いについて、CFP[®]認定者に相談をした。役員退職慰労金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、QW社には弔慰金制度はない。

1. 小原社長が勇退して役員退職慰労金を一括で受け取る場合、退職後に開催された株主総会または取締役会において支給金額の決議があった日の属する年分の所得となる。
2. 小原社長の勇退後、役員退職慰労金が複数年度に分割して支払われた場合、会社はそれぞれの事業年度において、その金額を損金算入できる。
3. 小原社長が死亡し、真由美さんが役員退職慰労金を受け取る場合、個人契約の死亡保険とは別に、「500万円×法定相続人の数」までは相続税の課税対象とならない。
4. 小原社長が死亡し、その死亡日から2年後に真由美さんに役員退職慰労金が支払われた場合には、その金額は真由美さんの所得税の課税対象となり、相続税の課税対象にはならない。

問9

損害保険の制度と仕組み等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「片面的強行規定」とは、保険法の規定よりも保険契約者・被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効とするものである。
2. 保険法では、告知義務者である保険契約者または被保険者は重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項のみ告知すればよい。
3. 保険法では、保険契約者・被保険者・保険金受取人がそれぞれ異なる傷害疾病定額保険契約は、被保険者の同意がなければその効力を生じない。
4. 保険法は、保険業に対する行政の監督・権限を定めるとともに、保険業を営む者の組織や業務範囲等のほか、保険募集に関する規制も定めた法律である。

(問題32)

(設問B) 損害保険に係る法律知識に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 製造物責任法（PL法）では、被害者（原告）は製造業者等の過失を立証する義務を負う。
2. 自動車による人身事故では、民法の規定が優先して適用され、民法に規定のない事項について自動車損害賠償保障法の規定が適用される。
3. 自動車損害賠償保障法では、加害者である被保険者が運行供用者ではない配偶者や子を死傷させた場合、補償の対象となる。
4. ガスボンベの爆発事故により近隣の家屋に損害を与えた場合、失火の責任に関する法律により、加害者は損害を受けた所有者に対し損害賠償の責任を負わない。

(問題 3 3)

(設問 C) 保険料の算定に関する次の (ア) ~ (エ) の事例と、それぞれに最も関連が深い用語の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) 火災保険の保険料は、建物の耐火性能などによりコンクリート造りの住宅の方が木造住宅よりも低く設定されている。
- (イ) L T 保険会社を取り扱う自動車保険は、想定したよりも保険金の支払いが少ない状況が続いているため、来年度から保険料を引き下げることにした。
- (ウ) L Y 保険会社は、新しい保険商品の開発に際し、過去の多くの事例を蓄積し、損害の発生頻度や規模を想定し保険料を設定した。
- (エ) 井上さんは、所得補償保険の申込みに際し、保険金額を実際の所得よりも高く設定したいと希望したが、L O 保険会社の代理店から実際の所得に基づいた保険金額としなければならないと説明を受けた。

- 1. (ア) 収支相等の原則
 - (イ) 公平の原則 (給付・反対給付均等の原則)
 - (ウ) 利得禁止の原則
 - (エ) 大数の法則
- 2. (ア) 収支相等の原則
 - (イ) 公平の原則 (給付・反対給付均等の原則)
 - (ウ) 大数の法則
 - (エ) 利得禁止の原則
- 3. (ア) 公平の原則 (給付・反対給付均等の原則)
 - (イ) 収支相等の原則
 - (ウ) 大数の法則
 - (エ) 利得禁止の原則
- 4. (ア) 公平の原則 (給付・反対給付均等の原則)
 - (イ) 収支相等の原則
 - (ウ) 利得禁止の原則
 - (エ) 大数の法則

問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 藤原さんは、自家用自動車を運転中に事故に遭い、相手車両および自車両に損害が生じた。下記<条件>に基づき、藤原さんの自動車保険から支払われる対物賠償責任保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては<資料1><資料2>を参照すること。

<条件>

[藤原さんの自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：藤原さん

対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：5万円）

※対物超過修理費用補償特約は付帯していない。

[相手方の自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：相手方の個人名義

対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険金額：1億円（免責金額：0円）

[その他]

- ・ 事故状況と過失割合および損害額等は、<資料1>のとおり。
- ・ 藤原さんおよび相手方のいずれの損害額および過失割合も確定済みであり、双方にケガはない。
- ・ 相手方の対物賠償責任保険からも保険金を受け取ることとし、保険会社間の相殺はないものとする。また、<資料2>第4条（1）の「第5条①から⑤までの費用」および「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するもの」は発生していないものとする。

<資料1>

[事故状況]
 信号のない同幅員のT字型交差点

藤原さんの車両
過失割合：40%

相手車両
過失割合：60%

衝突

[損害額等]
 藤原さんの車両の損害額（修理費用）：50万円
 相手車両の損害額（修理費用）：80万円
 相手車両の保険価額（時価額）：200万円
 事故に要したその他の費用：なし

<資料2>

[個人総合自動車保険普通保険約款（抜粋）]

第2節 対物賠償責任条項
 第1条 [保険金を支払う場合]
 当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用または管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条－省略－
 第4条 [支払保険金の計算]
 (1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

対物賠償 保険金の額	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第5条[費用]①から⑤までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額
---------------	---	-----------------------------------	---	------------------	---	---	---	------

1. 15万円
2. 27万円
3. 32万円
4. 43万円

(問題35)

(設問B) 会社員の三上さんが飼っている犬が足を骨折し、近くの動物病院に8日間入院し治療を受けた。下記<条件>に基づき、三上さんが契約しているペット医療費用保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[三上さんの契約内容]

保険種類：ペット医療費用保険
 保険契約者・被保険者：三上さん
 対象ペット：三上さんが飼っている犬1匹
 保険期間：1年間
 補償対象：治療費用（通院なし型）
 保険金支払割合：50%
 年間支払限度額：50万円
 ※他の特約は付帯されていない。

[治療等に要した金額]

診断費：X線検査費用 8,000円
 診察費：初診料 9,500円
 手術費：手術費用 125,000円
 入院費：8日間 37,500円
 薬剤費：獣医師の処方による薬剤費用 4,000円
 文書料：各種証明書類の作成費用 3,000円
 その他：ペットの移送費用 7,000円
 ※治療等に要した金額は確定済みで、治療に関連するその他の費用は発生していない。
 ※ペット医療費用保険普通保険約款第4条および第5条の「保険金をお支払いできない場合」に当たる事故には該当しない。
 ※契約時から本件事故までの間に保険金の支払いは一切ないものとする。

<資料>

[ペット医療費用保険普通保険約款（抜粋）]

第1条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合は、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して、この約款に従い治療費用保険金（注）をお支払いします。

（注）以下「保険金」といいます。

(2) 本条（1）の損害には、手術を伴わない通院による治療を受けたことによって被った損害は含みません。

第2条 [対象ペット—補償の対象となる動物]

この約款における対象ペットは、保険証券に記載された犬または猫をいいます。

第3条 [被保険者—補償を受けられる方]

(1) この約款における被保険者は、本人および次の①または②に掲げる方とします。

- ① 本人の配偶者
- ② その他親族

(2)～(4) 一省略一

第4条 [保険金をお支払いできない場合一その1] 一省略一

第5条 [保険金をお支払いできない場合一その2] 一省略一

第6条 [費用の範囲]

(1) 第1条 [保険金をお支払いする場合] (1) の費用とは、次の①から④に掲げるものをいいます。

- ① 獣医師の行う診断 (注1) に要する費用
 - ② 獣医師による診察費 (注2)、処置費および手術費
 - ③ 動物病院の入院費
 - ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- (注1) 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。
(注2) 初診費および再診費をいいます。

(2) 本条 (1) の費用には、次の①から⑱に掲げるものは含まれません。

- ① ワクチン接種費用およびその他疾病予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用
- ② 妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用
- ③ 不妊、避妊を目的とした手術および処置に伴う費用
- ④ 乳歯遺残、停留辜丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生に起因する全ての処置ならびに爪の切除、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りの処置費用
- ⑤ 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、疾病治療ではない手術に要する費用
- ⑥ 歯科治療費用および歯石除去費用
- ⑦ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの
- ⑧ シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー
- ⑨ ノミおよびマダニの除去費用
- ⑩ 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- ⑪ 往診費用、対診費用および夜間休日診療費用
- ⑫ ペットの移送費
- ⑬ マイクロチップの挿入費用
- ⑭ 安楽死のための費用
- ⑮ 葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用
- ⑯ 各種証明書類の作成費用および郵送費
- ⑰ 相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用
- ⑱ 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用
- ⑲ 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用

第7条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当社は、被保険者が第1条 [保険金をお支払いする場合] の損害を被った場合には、次の算式によって算出した額を治療費用保険金として、その損害を被った被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{治療費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額 (注1)}} \times \boxed{\text{保険金支払割合 (注2)}}$$

(注1) 被保険者が負担した費用の額をいいます。

(注2) 保険金支払割合として保険証券に記載された割合をいいます。

1. 92,000円
2. 93,500円
3. 95,500円
4. 97,000円

(問題36)

(設問C) 個人事業主の馬場さん(男性・39歳)は、横断歩道を歩行中に自動車と接触して負傷し、病院に搬送され28日間入院した。下記<条件>に基づき、<資料>の自賠責保険支払基準を用いて算出した馬場さんの傷害による損害額として、正しいものはどれか。なお、<条件>に記載のない費用については考慮しないものとする。

<条件>

[治療状況および費用の内容]

入院日数：28日間

治療関係費：応急手当費・診察料・入院料 実費23万円

付添看護 入院直後7日間は馬場さんの配偶者が病院で付き添った。

入院中の諸雑費 28日分

休業損害：実休業日数 28日間

慰謝料：実治療日数 28日間

※入院日数・実休業日数・実治療日数・金額については確定したものである。

※規定金額を超える場合の立証書類等はない。

<資料>

[自賠責保険支払基準(抜粋)]

第2 傷害による損害

傷害による損害は、積極損害(治療関係費、文書料その他の費用)、休業損害及び慰謝料とする。

1. 積極損害

(1) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。

② 診察料

初診料、再診料又は往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

③ 入院料

入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。

④ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

⑤ 通院費、転院費、入院費又は退院費

通院、転院、入院又は退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。

⑥ 看護料

(a) 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。

(b) 自宅看護料又は通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。

a) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

b) 近親者等

1日につき2,050円とする。

(c) 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、(a) 又は (b) b) の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとする。

(a) 入院中の諸雑費

入院1日につき1,100円とする。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

(b) 通院又は自宅療養中の諸雑費

必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

(a) 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とする。

(b) (a) に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕又は再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とする。

(c) (a) 及び (b) の場合の眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の費用については、50,000円を限度とする。

⑩ 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(2) 文書料

交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(3) その他の費用

(1) 治療関係費及び(2) 文書料以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

2. 休業損害

(1) 休業損害は、休業による収入の減少があった場合又は有給休暇を使用した場合に1日につき原則として5,700円とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があったものとみなす。

(2) 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内とする。

(3) 立証資料等により1日につき5,700円を超えることが明らかな場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金額を限度として、その実額とする。

3. 慰謝料

(1) 慰謝料は、1日につき4,200円とする。

(2) 慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とする。

(3) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、上記のほかに慰謝料を認める。

1. 420,400円

2. 507,200円

3. 538,000円

4. 566,700円

問 1 1

会社員の平山さんが契約している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

- 平山さん (53歳) : 会社員
- 妻 (53歳) : 専業主婦 (平山さんと同居・同一生計)
- 長男 (27歳) : 会社員 (両親と別居・別生計、既婚)
- 長女 (24歳) : 大学院生 (両親と同居・同一生計、未婚)
- 二男 (21歳) : 大学生 (両親と同居・同一生計、未婚)

[平山さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

- 保険種類 : 自動車保険
- 保険契約者＝記名被保険者 : 平山さん
- 保険期間 : 2019年5月1日から1年間
- 被保険自動車 : 自家用小型乗用車・所有者は平山さん
- 保険金額 : 対人賠償責任保険金額 無制限 (1名につき)
- 無保険者傷害保険金額 2億円 (1名につき)
- 対物賠償責任保険金額 3,000万円 (1事故につき)
- 人身傷害補償保険金額 3,000万円 (1名につき)
- 一般車両保険金額 200万円

- 特約 : 運転者家族限定特約
- 運転者年齢条件特約 (21歳以上補償)
- 他車運転危険担保特約 (自動付帯)
- ※他の特約は付帯されていない。

自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

<契約②>

- 保険種類 : 家族傷害保険
 - 保険契約者＝被保険者 : 平山さん
 - 保険期間 : 2019年4月1日から1年間
- | | (本人) | (配偶者) | (親族) |
|---------------------|---------|--------|--------|
| 保険金額 : 傷害死亡後遺障害保険金額 | 1,000万円 | 500万円 | 300万円 |
| 入院保険金額 (日額) | 6,000円 | 4,000円 | 3,000円 |
| 通院保険金額 (日額) | 3,000円 | 2,000円 | 1,500円 |
- 特約 : 個人賠償責任補償特約 支払限度額 5,000万円

(問題 37)

(設問A) 平山さんが契約している自動車保険<契約①>に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 平山さんの長男が友人の所有する自動車(個人所有の自家用小型乗用車)を運転中に、誤ってガードレールに衝突し破損してしまった場合、他車運転危険担保特約の対物賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 平山さんが被保険自動車を運転中に、誤って電柱に衝突し、同乗していた妻がケガを負って入院した場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 平山さんが所有している自動車が地震によって倒壊した屋根の下敷きになり全損となった場合、一般車両保険の補償の対象となる。
4. 平山さんの二男が被保険自動車を運転中、他の自動車と衝突し、二男がケガを負って入院した場合、人身傷害補償保険の補償の対象となる。

(問題 38)

(設問B) 平山さんが契約している家族傷害保険<契約②>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 平山さんの二男が炎天下でゴルフの練習をしていて熱中症になり入院した場合、保険金の支払い対象とならない。
2. 平山さんの長男が通勤中に道の縁石につまづき転倒し、足首を捻挫して通院した場合、保険金の支払い対象となる。
3. 平山さんが仕事でパソコンを毎日使用していて、けんしょう炎になり通院した場合、保険金の支払い対象とならない。
4. 平山さんが海外旅行中に交通事故に遭い、ケガを負って入院した場合、保険金の支払い対象となる。

問 1 2

個人事業主である大下さんは、XYマンションの一室を投資用として購入し、会社員である有馬さんに賃貸しています。分譲マンションおよびその一室の賃貸に係る損害保険ならびにその税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、大下さんとその家族はXYマンションに居住していません。

(問題 3 9)

(設問A) XYマンションの管理組合が契約する火災保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 管理組合が契約する火災保険は、建物の共用部分のみを保険の対象として契約するのが一般的である。
2. 管理組合が契約する火災保険には、共用部分の所有、使用、管理等に起因する損害賠償責任を補償する特約を付帯することができるが、居住者個人の日常生活における損害賠償責任を補償する特約は付帯することができない。
3. 管理組合が契約する火災保険に地震保険を付帯する場合、地震保険の保険金額は火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内かつ建物全体で5,000万円が限度となる。
4. 管理組合が契約する火災保険は、すべて掛捨て型であり、積立型の火災保険は契約することができない。

(問題 4 0)

(設問B) 大下さんは、自ら所有するXYマンションの戸室の専有部分を保険の対象として下記<資料>の火災保険を契約している。大下さんが支払った保険料のうち、大下さんの2018年分の所得税の計算上、必要経費に算入できる最大金額として、最も適切なものはどれか。なお、下記<資料>のほかに保険契約はないものとする。

<資料>

保険種類：火災保険
保険契約者＝保険料負担者：大下さん
保険の対象：大下さんの所有するXYマンションの戸室の専有部分
保険期間：2018年10月1日から3年間
保険料：120,000円（一時払い）

1. 10,000円
2. 20,000円
3. 40,000円
4. 120,000円

(問題 4 1)

(設問C) 大下さんの戸室を賃借している有馬さんは、家財を保険の対象とする火災保険に借家人賠償責任特約と個人賠償責任特約を付帯して契約している。この保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、他の保険契約・特約は付帯されていないものとする。

1. 有馬さんの隣室で発生した火災により、有馬さんの家財に損害が生じた場合、保険金の支払い対象とならない。
2. 地震により、有馬さん所有のテレビが倒れ破損した場合、保険金の支払い対象とならない。
3. 有馬さんが日常生活で過失により他人にケガを負わせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金の支払い対象とならない。
4. 有馬さんの過失で火災が発生し専有部分である壁に損害が生じ、大下さんに対する法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金の支払い対象とならない。

問 1 3

C F P[®]認定者は、ビルメンテナンス業者である株式会社Y K社についてのリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[Y K社の概要]

事業内容：ビルメンテナンス業（ビルの清掃、設備管理等の業務の請負）

資本金：3,000万円

従業員：30名（うちパート・アルバイト10名）

所有建物：本社ビル（鉄筋コンクリート造5階建て 1,000m²）

2～5階 事務所

1階 有料駐車場を運営（管理人が常駐）

所有車両：9台（自家用普通乗用車1台、自家用小型貨物車8台）

(問題 4 2)

(設問A) 法人向け普通火災保険に付帯する拡張危険担保特約についてC F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。なお、火災保険の拡張危険担保特約は、個々の法人契約者のニーズに対応するため、保険約款の担保範囲を拡張する特約の総称である。

1. 水災危険担保特約では、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって被った損害は保険金の支払い対象となる。
2. 地震危険担保特約は、家計地震保険と同様、損害の程度により全損、大半損、小半損、一部損の4区分で保険金が支払われる。
3. 風災および雹（ひょう）災危険担保特約では、台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災または雹災によって被った損害は保険金の支払い対象となる。
4. 電氣的・機械的事故特約では、過電流などの電気の作用、または機械の焼付け等によって保険の対象に生じた損害は保険金の支払い対象となる。

(問題 4 3)

(設問B) 自動車保険 (フリート契約) に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所有・使用する車両が10台目に到達したときから、所定の要件を満たしていればフリート契約者となる。
2. 全車両一括付保特約を付帯した場合、フリート多数割引を適用することができる。
3. 所有・使用する個々の車両に運転者の年齢条件を設定することができる。
4. フリート契約者単位の保険成績 (損害率) により、優良割引・第一種デメリット料率 (割増) が適用される。

(問題 4 4)

(設問C) YK社が契約を検討している賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問のそれぞれの賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款と特別約款で構成されているものとし、その他の特約は付帯していないものとする。

1. 生産物賠償責任保険では、社員が顧客建物の設備管理業務中に交換した照明器具の取付けが不十分であったことにより、後日照明器具が落下して床材を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害が補償の対象となる。
2. 請負賠償責任保険では、社員が顧客建物の窓ガラスを清掃中に誤って清掃用具を落としたことにより通行人にケガを負わせた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害が補償の対象となる。
3. 自動車管理者賠償責任保険では、社員が本社ビルの有料駐車場での業務中に駐車機を誤操作したことにより、利用者の自動車が損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害が補償の対象となる。
4. 施設所有 (管理) 者賠償責任保険では、社員が本社ビルの清掃業務中に転倒してケガを負った場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害が補償の対象となる。

問14

株式会社H I 社（以下「H I 社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、H I 社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：積立普通傷害保険

保険契約者：H I 社

被保険者：H I 社の全従業員（20名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 1,500万円

入院保険金日額 4,000円

通院保険金日額 2,000円

満期返戻金 100万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：一時払い保険料 102万円

積立特約保険料 96万円

平準積立保険料 95万円

死亡保険金受取人：被保険者の法定相続人

保険期間：2019年1月1日から5年間

[契約②]

保険種類：火災保険

保険契約者：H I 社

保険の対象：H I 社所有の倉庫建物（帳簿価格1,750万円）

保険金額：2,500万円

保険期間：2018年10月1日から1年間

(問題45)

(設問A) 2018年度末(2019年3月31日)におけるHI社の契約している積立普通傷害保険(20名分)の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、正しいものはどれか。なお、これまでに死亡・後遺障害保険金の支払いはないものとする。

1.	借方		貸方	
	積立保険料	19,200,000円	現金・預金	20,400,000円
	前払保険料	1,140,000円		
	福利厚生費	60,000円		
2.	借方		貸方	
	積立保険料	19,000,000円	現金・預金	20,400,000円
	前払保険料	1,330,000円		
	福利厚生費	70,000円		
3.	借方		貸方	
	積立保険料	19,200,000円	現金・預金	20,400,000円
	福利厚生費	1,200,000円		
4.	借方		貸方	
	積立保険料	19,000,000円	現金・預金	20,400,000円
	前払保険料	1,400,000円		

(問題 4 6)

(設問B) H I 社の契約している積立普通傷害保険 (20名分) が満期を迎え、H I 社が満期返戻金を受け取った際の経理処理 (税務処理) として、正しいものはどれか。なお、満期時まで死亡・後遺障害保険金の支払いはないものとする。また、満期時における契約者配当金はないものとする。

1.	借方	貸方
	現金・預金 20,000,000円	積立保険料 19,200,000円 前払保険料 800,000円
2.	借方	貸方
	現金・預金 20,000,000円	積立保険料 19,000,000円 前払保険料 1,000,000円
3.	借方	貸方
	現金・預金 20,000,000円	積立保険料 19,200,000円 雑収入 800,000円
4.	借方	貸方
	現金・預金 20,000,000円	積立保険料 19,000,000円 雑収入 1,000,000円

(問題 4 7)

(設問C) H I 社が火災保険を契約している倉庫建物が2018年12月に火災により全焼し、火災保険金として2,500万円を受け取った。H I 社は、この保険金を使って2ヵ月後に新たな倉庫 (代替資産) を2,250万円で取得した。H I 社が新倉庫について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、滅失により支出した経費を250万円とすると、再取得建物の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。

1. 1,750万円
2. 2,000万円
3. 2,100万円
4. 2,250万円

問 1 5

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 個人事業主の加瀬さんは、下記<資料>の積立女性保険を契約し、2018年11月に満期返戻金と契約者配当金を受け取った。また、加瀬さんはクイズ番組に出場して2018年12月に200万円の懸賞金を受け取った。2018年分の一時所得のうち総所得金額に算入される額として、正しいものはどれか。なお、他に一時所得はないものとし、懸賞応募に係る費用はないものとする。

<資料>

保険種類：積立女性保険
保険契約者＝保険料負担者：加瀬さん
被保険者：加瀬さん
満期返戻金・配当金受取人：加瀬さん
保険期間：2008年11月5日から10年間
一時払い保険料：297万円
積立特約保険料：295万円
平準積立保険料：293万円
満期返戻金：300万円
契約者配当金：1万円

1. 77万円
2. 79万円
3. 154万円
4. 158万円

(問題 49)

(設問B) 「地震保険料控除 (損害保険料控除の経過措置を含む)」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 年間で地震保険の保険料4万円と損害保険料控除の経過措置の対象となる積立傷害保険の保険料3万円を支払った場合、所得税における地震保険料控除は5万円となる。
2. 店舗併用住宅の建物を保険の対象とする地震保険の保険料は、地震保険料控除の対象とならない。
3. 複数年分の地震保険料を一括で支払った場合、支払った保険料の全額がその年の地震保険料控除の対象となる。
4. 2018年中に保険料の変更を伴う払込期間の変更があった年金払積立傷害保険契約は、2018年以降も地震保険料控除の対象となる。

(問題 50)

(設問C) 個人事業主が受け取る損害保険金の税務に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 建物が風災により損害を受けたことにより支払われる火災保険の損害保険金は非課税である。
2. 商品が火災により損害を受けたことにより支払われる火災保険の損害保険金は非課税である。
3. 爆発事故により休業損失の補償として支払われる店舗休業保険の損害保険金は非課税である。
4. 交通事故により業務用自動車に破損し修理した場合に支払われる自動車保険の車両保険金は非課税である。